

# 令和7年度東広島市立向陽中学校 生徒心得

## 校訓 進んで 学び・考え・行う

生徒心得は、向陽三訓

- ・明るい挨拶
- ・丁寧な言葉遣い
- ・人を思いやる心

を生活に生かすことにより、校訓の「進んで 学び・考え・行う」を実践し、知・徳・体の調和が取れ、社会に貢献できる生徒を育成するために定める。

### 第1章 学校生活に関すること

生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るために定める。

#### 1 校内生活

(1) 時間を守る。

- ①登校時刻は7時30分以降とし、8時09分までにはHR教室で着席する。
- ②遅刻、欠席の場合は、保護者に中学校へ連絡してもらう。
- ③遅刻して登校した場合は、職員室に登校したことを報告してから授業教室へ行く。
- ④下校時刻は下記のとおりとし、各時刻までには校門を出る。
- ⑤早退する場合は、学校から保護者へ事前に連絡するので、許可を受けてから帰宅する。
- ⑥登校したら、原則、校外には出ない。特別な理由があるときは、担任の許可を得る。

期 間	完全下校時刻
4月 1日～ 9月30日	17:45
10月 1日～10月20日	17:30
10月21日～ 1月31日	17:00
2月 1日～ 2月28日	17:30
3月 1日～ 3月31日	17:45

(2) 大きな声で、元気よくあいさつや返事をする。

(3) 授業規律を守る。

- ①忘れ物をせず、授業道具を用意し、1分前着ベルをする。
- ②授業開始に立腰(りつよう)・瞑目(15秒程度)を行う。
- ③授業に集中し、お互いに高め合う学習をする。
- ④授業ではシャープペンシルを使用してもよいが、試験等のときは鉛筆を使用する。
- ⑤授業を見学する場合(体育は体操服)、「デイリーノート」へ保護者に理由を記入してもらい、担当者の指示を受ける。

(4) 給食の準備、食事、片付けをきちんとする。

- ①当番の生徒は、白のエプロン・三角巾・マスクを教室で着用し、時間内に準備する。
- ②当番以外の生徒は、教室の外で待つ。

(5) 体調がすぐれない場合は、保健室を利用することができる。

- ①体調がすぐれない場合は、担任または次時の授業者に連絡して保健室を利用する。
- ②利用時間は50分以内とする。体調の回復が見込めない場合は、学校から保護者へ連絡をしてから帰宅する。
- ③保健室で休んだ場合は部活動の顧問に連絡し、その日の放課後は、体を休めるため見学または帰宅する。

(6) 掃除を丁寧にする。

- ①チャイムに従って準備をし、時間いっぱい掃除を行う。
- ②無言で掃除を行う。

### (7) 部活動への参加について

- ①帰りのHR終了後すぐに部活動場所へ移動し、部活動を行う。
- ②欠席、早退する場合には、保護者に電話連絡か「デイリーノート」へ記入してもらい、担任及び部活顧問にサインをしてもらう。
- ③部活動未加入の生徒は速やかに下校する。

## 2 身だしなみについて

身だしなみは、学習や運動の妨げにならない自然で華美でないものとする。

※特別に配慮すべき事情のある場合を除く。

### (1) 頭髪等について

- ①前髪は目にかからない。目にかかる場合は、ピンでとめる。ピンの色は、黒・紺・茶とする。肩にかかる場合は、耳より下の高さで1つまたは2つにゴムで束ねる。ゴムの色は、黒・紺・茶とする。
- ②下を向いて顔にかかる髪は、耳にかけるかピンでとめる。ピンは、必要な数だけ使用する。
- ③剃りこみ・アシンメトリー・モヒカン等一部を短くしたり、長く伸ばしたりする奇抜な髪型は禁止とする。もみあげだけを切らない。極端な段差ができるような刈り上げはしない。
- ④原則、脱色・染色・パーマ・カール等は禁止とする。
- ⑤眉、まつ毛に手を加えない。
- ⑥爪は短く切り、みがいたり、加工したりしない。

### (2) その他

- ①体を傷つけるような穴をあけたり装飾をしたりしない。また、装飾品を身に着けない。
- ②体調管理に必要な医薬品、医薬部外品を使用してよいが、スプレータイプのものは使用しない。無香料のシートタイプは認める。
- ③身だしなみにおいて配慮が必要な場合は、担任に申し出る。

## 3 服装

### (1) 制服

- ①冬の制服は学校指定の上着を着用し、必要に応じてスラックスまたはスカートを選択して着用する。
- ②冬の制服ではボタンをすべて留め、学校指定の名札と校章をつける。
- ③冬の制服の中着としてカッターシャツを着用し、学校指定のネクタイを着用する。カッターシャツの裾をスラックスまたはスカートの中に入れる。
- ④夏は半袖ポロシャツを着用し、ボタンをすべて留める。半袖ポロシャツの裾をスラックスまたはスカートの中に入れる。
- ⑤スラックスは、腰骨より上でベルトをしっかり締める。ベルトは、飾りのない黒・紺・茶の色のものとする。
- ⑥スカートはウエストで折らず、膝が隠れる長さとする。

### (2) その他の服装

#### <通年>

- ①学校指定の制服・上履き・体育館シューズ等を着用し、加工はしない。
- ②ホームルームや授業では、制服を着用する。(1・6校時が体育など、体操服・ジャージを必要とする場合のHRは、この限りではない。)
- ③下着が透けないようにし、カッターシャツの下にアンダーシャツを必ず着用する。アンダーシャツの色は、無地を基本とした白・黒・紺・グレー・ベージュとする。アンダーシャツの代わりに、体操服や部活着等を着用しない。

#### <夏季>

〇5月から10月の間で、学校指定の上着の下に半袖ポロシャツを着用してもよい。

#### <冬季>

- ①制服の下に、V首の形で、無地を基本とした白・黒・紺・グレーのセーター・ベスト・カーディガンを着用してもよい。制服の裾・袖口から出さない。カッターシャツの襟を出す。
- ②登下校時のウィンドブレーカーは、安全のため12月から2月までは完全着用とする。学校の指示があれば、登下校以外でも着用することができる。着用する場合は、ファスナーを閉める。
- ③登下校のウィンドブレーカー着用時は、手袋を着用することを推奨する。手袋の色は、無地を基本とした白・黒・紺・グレーとする。
- ④登下校時は、ウィンドブレーカーの中にマフラー・ネックウォーマーを着用してもよい。マフラー・ネックウォーマーの色は、無地を基本とした白・黒・紺・グレーとする。

- ⑤スラックスまたはスカートの下に、防寒のためのレギンス（タイツ）を着用してもよい。レギンス（タイツ）の色は、無地を基本とした黒・紺・ベージュで80デニール以上のものとする。靴下も併せて着用し、レギンス（タイツ）を靴下の中に入れる。

#### <衣替え>

- ①衣替えの時期は、特に設けない。各自が気温等に応じて適宜、夏・冬の服を選択する。
- ②学校行事等、着用する制服を学校が指定する場合は、事前に担任を通して通知する。
- (5) 靴下は、装飾のない（左右のワンポイントは可）ものとし、色は白・黒・紺・グレーで、くるぶし全体が隠れる長さからひざ下までのものとする。ルーズソックスや過度の編み込みのあるものは不可とする。
- (6) 通学靴は運動に適したひも付き運動靴とする。色は白色を基調とし、かかとの外側に記名する。ただし、バスケットシューズのようなハイカットのものは使用しない。靴底部分も白を基調とする。

#### 4 所持品

- (1) 学校指定の通学カバンとスポーツバッグを使用する。装飾品などはお守り程度の大きさで、1つのカバンにつき1つまで認める。部活動の道具には付けない。入学試験の際は、はずすこと。
- (2) 上履きは、学校指定のものを使用し、足の甲とかかとの外側に記名する。上履きのかかを踏んで履かない。
- (3) 鏡や装飾品等学校生活に不要なもの・高価なものを持ってこない。持ってきた場合は、学校が預かり、保護者に直接返却する。
- (4) 貴重品を持ってきた場合は、担任に預ける。
- (5) ブラシ・くしは、休憩時間に使用してもよい。
- (6) カイロの使用は、各自が責任を持って持参・使用してもよい。ただし、授業中は出さない。また、各自家に持ち帰って処分する。
- (7) 筆箱の大きさは、タブレットPCの大きさを超えない。
- (8) 所持品には、記名する。
- (9) 所持品において配慮が必要な場合は、担任に申し出る。

#### 5 携帯電話及びスマートフォン等

- (1) 携帯電話及びスマートフォン等の通信機器の校内持ち込みは、原則禁止する。
- (2) 家庭及び学校外での携帯電話及びスマートフォン等の通信機器の使用に関しては、保護者の責任で必ず家庭内におけるルールを作り、フィルタリングをし、各家庭で利用状況を把握する。
- (3) 不適切なSNSへの書き込み・画像や動画の公開・送信等を禁止する。
- (4) 校内へ持ち込んだ場合は学校で預かり、保護者に直接返却する。
- (5) 犯罪行為や人権侵害（いじめや誹謗中傷も含む）にかかわるものについては、関係機関と連携する。

#### 6 その他

- (1) 飲物の持参は、水・お茶のみとする。学校から指示があった場合は、スポーツ飲料等の飲み物も認める場合がある。
- (2) 放課後や休業日などに用事（忘れ物を取りに来るなど）があつて登校する場合は、制服または体操服を着用する。
- (3) 保護者が同伴しない生徒だけでの外泊・旅行は禁止とする。
- (4) 生徒だけで、娯楽施設（カラオケボックス・ゲームセンター・ボウリング場・映画館・インターネットカフェ・フードコート等）への出入りは禁止とする。
- (5) 商業施設への立ち入り及び町外へ出かける場合等は、保護者の許可を得る。
- (6) 片道100km以上のJRを利用する場合は、学割制度を利用することができる。希望する場合は必ず一週間前までに学校に届け出ること。

## 第2章 通学について

### 1 登下校について

- (1) 交通ルール・マナーを守り、学校指定の通行禁止場所を通らず、安全な経路で登下校する。
- (2) 横断歩道は、必ず自転車から降りて渡る。ただし、信号機がある横断歩道は自転車に乗って渡ってもよい。
- (3) 登下校中の寄り道をしない。
- (4) ヘルメットは、あごひもをしっかりと締め、確実にかぶる。

- (5) 通学カバン・スポーツバッグは荷台に荷ひもでしっかりくくりつける。通学カバンは背負ってもよい。水筒、カップ他（部活動で使用するもの）は、前かごに入れてもよい。
- (6) 学校敷地内は、自転車を降りて押して歩く。
- (7) 決められた自転車置き場内に駐輪し、必ず施錠する。

交通ルール違反やノーヘル等危険運転は、生命にかかわる大事故や地域の方々の迷惑となる。そのため違反回数により、原則次の日数の間、自転車通学を見合わせ、自他の安全について振り返りを行う。

違反	1回目	嚴重注意(保護者連絡)
	2回目	1日
	3回目	2日
	4回目	3日

## 2 自転車・雨具について

- (1) ギアは6段以内でハンドルは、セミアップタイプまたはオールラウンダータイプのシティサイクルタイプとする。反射板、ベル、ライト、荷台、両立スタンド、名前シールを整備する。バックミラーを付けることを推奨する。また、必要のない付属品等を付けない。電動アシスト自転車、クロスバイク、ロードバイク、マウンテンバイクは不可とする。  
※特別に配慮すべき事情のある場合を除く。
- (2) 雨天時は、雨カッパを着用する。雨カッパの色は、無地を基本とした白・クリーム色とする。

## 3 学校指定の通行禁止場所

- (1) 旧今田坂（新道を走行する。）
- (2) 小滝原バス停前(生コン)三叉路（横断歩道がなく、下り坂から国道へ合流するため。）
- (3) 正門西側の細い路地（私道のため。）

## 4 その他

- (1) 土日や祝日を含め、学校から帰宅した後でも、必ずヘルメットを着用する。
- (2) 不審者や事故等にあった場合は、個人で判断せず、安全を確保し、保護者や学校に必ず連絡をする。

### 緊急通報

警察	: 110
救急	: 119
東広島警察署	: 422-0110
向陽中学校	: 425-0007

## 第3章 特別な指導について

### 1 目的

特別な指導の目的は、問題行動を起こした生徒に対して、教育上必要な場合、再び問題行動を起こさせないために、また、自らの行動を振り返り、今後の学校生活に希望や目標を持ち、より充実した学校生活を送ることができるようにすることにある。

### 2 対象となる行為

社会のルールに違反する行為（触法行為）

学校で定めた生徒心得等に違反する行為

いじめ、暴力、器物損壊等の行為

### 3 内容

本人への事実確認及び説諭等の指導を行い、保護者への連絡又は面談を必ず行う。

保護者への連絡又は面談後は、通常の学校生活（授業等）で行う生活反省指導又は、別室で行う別室反省指導とする。

授業反省指導とは、授業後や1日の終わりに、担任がその日の様子を当該生徒に確認し、その後の経過観察を行うこと。

別室反省指導とは、別室で、面接や振り返り文章の作成、教科指導等を行うこと。（授業反省指導によっても改善が見られない場合や行為が重大で教育的配慮が必要な場合に行う。）

### 4 期間

授業反省指導の期間は、その都度協議して決定することとし、概ね1日から5日とする。

別室反省指導は、その都度協議して決定することとし、概ね3日以内とする。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間を変更することがある。

反省指導期間中にある行事や部活動の大会への参加は、別途協議する。